

令和2年度第10回長洲町農業委員会定例総会会議録

1. 招集年月日 令和3年1月12日（火）
2. 招集の場所 長洲町役場 3階（中会議室）
3. 開 会 令和3年1月12日 午前10時00分
4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長	1番	濱北 圭右			
会長職務代理者	2番	土山 秋吉			
委員	3番	坂本 正祐	4番	徳永 章	5番 中嶋 英徳
	6番	石井 裕	7番	嶋田 正忠	8番 宮本 静子
	9番	木山 倫彦	10番	増岡 美知子	
5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	中村 建治	楠田 源志	池上 春男
六栄区域	平木 誠志	木原 大介	城戸 祐樹
長洲・清里区域	坂井 隆浩	濱崎 伸二	
6. 欠席農業委員は次のとおりである。

なし
7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

なし
8. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名
9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局	局 長	吉田 泰滋
農業委員会事務局	書 記	前田 敦
農業委員会事務局	書 記	木原 弘智
農林水産課	課長補佐	鈴木 康博
農林水産課	課長補佐	大賀 留美
農林水産課	課長補佐	馬場 隆輔
10. 提 出 議 案

報告第13号	農地法第18条第6項の規定による合意解約届について
議案第36号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第37号	農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第38号	長洲町空家に付随した農地の特例面積取扱要綱の制定について
議案第39号	下限面積（別段の面積）の設定について
議案第40号	令和2年農作業料金・農業労賃について
	その他

吉田事務局長

起立、礼、着席。

それでは、ただいまから、新年最初ですが、令和2年度第10回長洲町農業委員会定例会総会を開会いたします。

初めに、濱北会長から御挨拶をお願いします。

濱北会長

皆さん、明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

昨年は委員の改選と推進委員の改選がありましたけど、本当に委員になっていただき、誠にありがとうございました。3年間よろしくお願ひをいたします。

1月の4日の日、町長に挨拶に行きました。副町長も同席をしておりましたけど、その中で、人・農地プランとか、耕作放棄地、遊休農地の話合いとか、商品のブランド化という話もいろいろ出ましたけど、その中で一番大切なことは、やっぱり後継ぎが少ない、いない、高齢者、その中の話が一番多くありました。5年後、10年後、将来を見ると、農業は非常に危うくなってくるんじゃないかという心配で、法人化をぜひ進めていただきたいという話がありました。

農業委員会だけでできる話ではないですので、これには行政も、JAも、それから認定農業者協議会も賛同しながら、一つ一つ事を進めていきたいというふうに思っております。

正月早々、なんか難しい話になりましたけども、本当に難しいと思います。もう人口は少なくなるし、それから農業をする人がいなくなれば、農地がどうなって余っていくとだろかっていう中で、まず耕作放棄地を片づけて、遊休農地をもう今後増やさないという考え方で進めてくださいという話もありましたので、今後そういうところには目を通して、みんなで頑張っていきたいというふうに思っております。

今年になってから、コロナウイルスもますますひどくなったような気がします。多くなっております。熊本も本当に心配になってきました。皆さんも三密を用心しながら頑張っていたいただきたいというふうに思います。

今日は第10回長洲町農業委員会定例会総会でございます。よろしくお願ひをいたします。

吉田事務局長

ありがとうございました。それでは、本日の定足数の確認をします。

本日の出席委員は10名中10名全員参加でございます。よって、総会は成立することを御報告いたします。

それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は濱北会長にお願いいたします。

濱北会長

それでは、これより議事に入ります。

本日の提出議案は、報告第13号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」、議案第36号「農地法第5条第1項の規定による許

可申請について」、議案第37号「農用地利用集積計画（案）の決定について」、議案第38号「長洲町空家に付随した農地の特例面積取扱要綱の制定について」、議案第39号「下限面積（別段の面積）の設定について」、議案第40号「令和2年農作業料金・農業労賃について」を議題といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は、2番土山委員、3番坂本委員にお願いをいたします。

早速議事に入ります。

1ページです。報告第13号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

吉田事務局長

それでは、報告第13号、農地法第18条第6項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり報告いたします。

受付番号が8番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。申請理由につきましても議案書記載のとおり合意解約となっております。

簡単でございますが、以上で、報告第13号の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。

—ありません の声有—

濱北会長

ありがとうございます。なければ、報告第13号を終わります。

次に進みます。2ページです。

議案第36号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

吉田事務局長

それでは、議案第36号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり審査します。

まず、議案書の4、5ページ、受付番号が17番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。申請地につきましては、旧ひまわり幼稚園西側になります。

許可基準等について御説明をいたします。説明資料の1、2ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、個人住宅建築に伴う売買による所有権移転となっております。申請地の農地区分につきましては、第1種、第3種ともに該当せず、広がりもなく、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地と判断しており、申請地のほかに適当な代替地がない場合では、原則として許可できることとなっております。

資力につきましては、金融機関からの住宅ローン仮審査終了通知によ

る融資額が事業費と同額のため適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和3年4月1日より着工予定、令和3年7月31日完成予定であり、適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、個人住宅建築によるものであるため、非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回るため、適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者については、おられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、申請地北側の土手には既にコンクリートブロックが施工されており、南側及び東側には土砂流出防止のためL字型コンクリートブロックを施工するということです。建物は平家建てで、敷地境界から十分に離れて建てるため、近隣農地への影響はないということですが、万が一周辺に影響を及ぼした場合は責任を持って対応するというところでございます。

その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水は町下水道、雨水は道路側溝とのことです。

以上、受付番号17番の説明を終わります。

濱北会長 ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員3番の坂本委員にお願いいたします。

坂本委員 3番の坂本です。ここは新しい住宅が建ち続けていて、最後に残っていた場所になります。周囲に耕作されている農地はなく、周辺は住宅のため支障はないと思われま。

濱北会長 ご審議よろしくお願い致します。

城戸推進委員 ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の城戸推進委員に意見を伺います。

城戸推進委員 推進委員の城戸です。先ほどの説明がありましてとおり、周囲は住宅で、耕作されている農地もないため支障はないと思います。

濱北会長 よろしく申し上げます。

濱北会長 ありがとうございます。今、事務局と農業委員、それから推進委員の説明がございました。この件について何か質問等はございますか。

濱北会長 ーありません の声有ー

濱北会長 なければ、採決をいたします。議案第36号、受付番号17番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

濱北会長 ー賛成者挙手ー

濱北会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第36号、受付番号17番は、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

吉田事務局長 次に進みます。受付番号18番。事務局に説明をお願いします。

吉田事務局長 それでは、議案書の6、7ページをお開きください。受付番号18番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。申請地は、清里小学校南東側になります。

許可基準等について御説明をいたします。説明資料の3ページ、4ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、共同住宅建築に伴う使用貸借権の設定となっております。申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域に定められた地域であるため、第3種農地と判断しており、原則許可になります。

資力につきましては、金融機関からの融資予約通知書による融資額が事業費と同額のため適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和3年2月15日より着工予定、令和3年9月30日完成予定であり、適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、共同住宅建築によるものであり、二階建て6戸分と駐車場11台分であるため、適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者については、おられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、周囲をブロック等のコンクリート構造物で囲い、土砂の流出がないようにするという事です。万が一周辺に影響を及ぼした場合は責任を持って対応するという事でございます。

その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水は町下水道、雨水は浸透枳を設置し、オーバーフロー分は道路側溝へ放流ということでございます。

以上、受付番号18番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員2番土山委員にお願いします。

土山委員

2番の土山です。先ほど説明がありましたように、議案書の6ページと7ページを見てください。ここを見てきましたが、ちょうど一番上り詰めたところで、もう周りはもちろん家が建っています。第3種農地のいわゆる第1種住居地域っちゃうことで、それで西側と南の方は、もうブロックを完全にしております。境界もめもないと思います。それと交通の便もよく、小学校まで徒歩5分、長洲駅まで7、8分もあれば十分行けるんじゃないかと思います。何ら問題はないと思います。

審議のほどをよろしく願いいたします。

濱北会長

ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の坂井推進委員に意見を伺います。

坂井推進委員

坂井です。先ほどの説明にあったとおり、土地等に関して問題はないと思いますので、審議のほどよろしく願いいたします。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局と農業委員、それから推進委員の説明がございました。この件について何か質疑、質問等はございます

か。

—ありません の声有—

濱北会長 ありがとうございます。なければ、採決をします。議案第36号、受付番号18番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

—賛成者挙手—

濱北会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第36号、受付番号18番は、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

吉田事務局長 次に進みます。受付番号19番です。事務局より説明をしてください。それでは、議案書の8、9ページをお開きください。受付番号19番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。申請地は、長洲町役場北西側になります。

許可基準等について御説明をいたします。説明資料の5、6ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、太陽光発電施設建設のため売買による所有権移転となっております。申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域に定められた地域であるため、第3種農地と判断しており、原則許可になります。

資力につきましては、金融機関からの融資予定証明書による融資額と残高証明書による残高の合計が事業費を超過しているため適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和3年2月20日より着工予定、令和3年12月28日完成予定であり、適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、太陽光発電施設建設によるものであり、パネル268枚、その他は管理用通路であるため、適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者については、おられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、造成工事をすることなく現状のまま太陽光発電施設を建設するため、造成に係る土砂流出はないということです。万が一周辺に影響を及ぼした場合は責任を持って対応するというところでございます。

その他、給水、生活雑排水及び汚水はなく、雨水は自然浸透ということです。

以上、受付番号19番の説明を終わります。

濱北会長 ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の8番宮本委員をお願いいたします。

宮本委員 宮本です。右左に農地がありますが、問題はないかと思われま。審議のほどよろしく申し上げます。

濱北会長 ありがとうございます。続きまして、濱崎推進委員に意見を伺います。

濱崎推進委員 推進委員の濱崎です。先ほどお話があったとおりで、問題はないかと思えます。

濱北会長 審議をお願いします。

濱北会長 ありがとうございます。今、事務局と農業委員、それから推進委員より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。

濱北会長 一ありません の声有一

濱北会長 ありがとうございます。なければ、採決をいたします。議案第36号、受付番号19番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

濱北会長 一賛成者挙手一

濱北会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第36号、受付番号19番は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

吉田事務局長 次に進みます。受付番号20番です。事務局より説明を求めます。

吉田事務局長 それでは、議案書の10ページ、11ページをお開きください。受付番号20番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。申請地は、腹赤小学校北側になります。

許可基準等について御説明いたします。説明資料の7、8ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、店舗（美容室）建設のため使用貸借権の設定ということになっております。申請地の農地区分につきましては、第1種、第3種ともに該当せず、広がりもなく、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地と判断しており、申請地のほかに適当な代替地がない場合には、原則として許可できることとなっております。

資力につきましては、金融機関からの貯金残高証明書による残高が事業費を超過しているため適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、許可日より着工予定、令和3年12月31日完成予定であり、適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、店舗（美容室）建築によるものであり、店舗、物置、駐車場3台分及び転回スペースに必要な面積のため、適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者につきましては、申請地には抵当権が設定されていますが、抵当権者からの同意書が添付されております。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、造成工事を行わず、細心の注意を払い工事を行うということです。万が一周辺に

影響を及ぼした場合は責任を持って対応するということでございます。

その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水は町下水道、雨水は地下浸透により処理し、処理し切れない分は道路側溝ということでございます。

以上、受付番号20番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員4番の中嶋委員にお願いいたします。

中嶋委員

4番の中嶋です。議案書10、11ページ、それと説明資料は7、8ページになっております。奥のですね、畑になっていますが、もうここは、申請者の宅地が建っております。手前の宅地については、その両親が住んでおります。で、今度貸される農地の地権者は、じいちゃんです。だから、もうじいちゃんの土地を孫が借りるということ。周り1周は、もう全部、ブロックで全部囲われてますので、土砂の流出はないかなという形で思っておりますし、家と家との間ということですね、ちょっと野菜もなかなか作れないということになりますので、まあ適当かなということ思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

濱北会長

ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の中村推進委員に意見を伺います。

中村推進委員

推進委員の中村です。今、説明があったように、ここも周りは全部家が建ってて、何の影響もないと思いますので、審議のほうよろしくお願ひいたします。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局、農業委員、それから担当推進委員より説明がございました。この件について何か質問等はございますか。

濱北会長

—ありません の声有—

なければ、採決をいたします。議案第36号、受付番号20番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。

濱北会長

—賛成者挙手—

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第36号、受付番号20番は、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

吉田事務局長

次に進みます。受付番号21番です。事務局より説明をしてください。

それでは、議案書の12、13ページをお開きください。受付番号21番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。申請地は、腹栄中学校南東側になります。

許可基準等について御説明をいたします。説明資料の9、10ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、個人住宅及び通路建築のため贈与による所有権移転となっております。申請地の農地区分につきましては、第1種、

第3種ともに該当せず、広がりもなく、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地と判断しており、申請地のほかに適当な代替地がない場合には、原則として許可をできることとなっております。

資力につきましては、金融機関からの住宅ローン事前審査終了通知による融資額が事業費を超過しているため適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和3年2月10日より着工予定、令和3年6月30日完成予定であり、適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、個人住宅建築によるものであり、住宅用地面積498.4㎡が非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回るため、適当と判断をしております。また、通路転用面積90.18㎡は住宅転用申請面積から除いております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者については、おられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、造成に係る土砂流出、堆積、崩壊がないよう、工事中は防護柵を設置するということとございます。外周にはコンクリートブロックを設置するということです。万が一周辺に影響を及ぼした場合は責任を持って対応するということとございます。

その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水は町下水道、雨水は道路側溝へ放流ということとございます。

以上、受付番号21番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員4番の中嶋委員にお願いいたします。

中嶋委員

12ページと13ページの議案資料と、説明資料が9ページ、10ページとなっております。実質的それから南側についてはほとんどが宅地ということで、東側も若干田があるぐらいで、実質的周りはもうほとんど宅地が多めになっております。

現地を見ていきますと、今の畑の部分はきれいに野菜も作られておりました。で、大体がですね、親子でございますけども、2人とも住んできたんですけども、だんだんと家が狭くなって、横に建てられるという感じじゃなかろうかという形で思っております。

ただ、北側ですね、用悪用水路と書いてありますが、申請地は水路から約2mぐらいの高さがありますので、そこを注意して建設をしていたらという形で思っておりますので、ほかには問題ないのかなという形で思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

濱北会長

ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の中村推進委員に意見を伺います。

中村推進委員

中村ですけど、今、詳しく説明があったとおり、北側の土手のところだけ気をつければ、別に何の問題もないと思いますので、審議のほうよ

濱北会長 　　ろしくお願いいたします。

濱北会長 　　ありがとうございました。今、事務局と農業委員、担当推進委員の説明がございました。この件について何か御意見等はございますでしょうか。

濱北会長 　　—ありません　の声有—

濱北会長 　　なければ、採決をいたします。議案第36号、受付番号21番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

濱北会長 　　—賛成者挙手—

濱北会長 　　ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第36号、受付番号21番は、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

吉田事務局長 　　次に進みます。14ページです。

吉田事務局長 　　議案第37号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

吉田事務局長 　　それでは、議案第37号、農用地利用集積計画（案）が定められたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものです。

吉田事務局長 　　今回の申請につきましては、まず15ページが総括表となりまして、2020年の期間ごとの総括になります。

吉田事務局長 　　次の16ページが今回の借手の一覧で、現在の耕作面積に今回の利用権設定面積を合わせまして今後の経営面積となります。

吉田事務局長 　　詳細につきましては、17ページ、賃借権が1件、5筆、4,650㎡。続いて18ページ、こちらが期間借地1件、6筆、7,196㎡。続いて19ページ、使用貸借権1件、1筆、379㎡となっております。

濱北会長 　　以上、議案第37号の説明を終わります。

濱北会長 　　ありがとうございました。今、事務局より説明がございました。この件について何か質問等はございますでしょうか。

中嶋委員 　　はい、どうぞ。

中嶋委員 　　別に問題なかばってんが、合計数字が変わっとらんど。16ページ。現経営面積が35142から4867と2329で。

木原書記 　　合計ですね。失礼しました。

吉田事務局長 　　今、委員から修正がありましたので、一覧のほうは修正をしたいと思います。

木原書記 　　修正しますと、42338です。場所は3行目、右から3行目、合計面積42338になります。すいません。

濱北会長 　　ほかにありませんか。

濱北会長 　　—ありません　の声有—

濱北会長 　　それでは、採決をいたします。議案第37号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

濱北会長 　　—賛成者挙手—

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第37号は原案のとおり決定をいたします。

次に進みます。20ページです。

議案第38号「長洲町空家に付随した農地の特例面積取扱要綱の制定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

吉田事務局長

まず、すいません、20ページ、資料の修正をお願いします。下の20ページの提案理由のところの3行目の右側なんですけど、「空家バンクに登録された」となっておりますものを、「された」が「しようとする」という表現に、すいません、訂正のほうをお願いいたします。申し訳ありません。

それでは、議案第38号、長洲町空家に付随した農地の特例面積取扱要綱の制定について次のとおり提出をいたします。

こちらにつきましては、まずルールとして、長洲町農業委員会は合議体で審議を行いますので、要綱制定等につきまして皆様に審議をいただく必要があるため、議案として提出しているものでございます。

今回のこの制定理由といたしまして、農地の取得については、農地法の規定により耕作する下限面積が設定をされております。通常、下限面積については、農地法の規定では50アール以上ですが、現在、長洲町では別段の面積として30アール以上を皆様の御承認をいただいて定めております。

そのため、狭小農地の取得についても下限面積要件を満たす者しか取得ができないため、空家バンクに登録しようとする空家に対する付随する農地につきましては、この要綱を設定することによって、特例面積として0.01アールから取得できるようにするという趣旨でございます。

まず、21ページから、制定する要綱の全文及び様式のほうを載せております。私のほうから抜粋して、その内容を説明させていただきます。

まず第1条につきましては、本要綱の趣旨のほうを規定しております。

第2条につきましては、本要綱で使います用語の定義を規定しております。

第3条のほうに、特例面積を0.01アールとすることを規定しております。

第4条は、特例面積の適用として、特例面積は、別段の面積より優先して適用、別段の面積というのは30アールですね、より優先して適用し、農業委員会が農地1筆ごとに指定する旨を規定しております。

第5条は、特例面積適用の条件になります。

第6条は、特例面積適用申請方法の規定になります。

第7条につきましては、特例面積の適用または不適用についての規定をしております。

第8条は、特例面積の適用を受けた農地の取得方法について規定をし

ております。

第9条につきましては、特例面積の適用解除についての規定をしております。

第10条は、特例面積を適用または解除の際は、農業委員会の総会を経る旨の規定になります。

第11条につきましては、特例面積の適用また解除をする際は告示をする旨の規定になります。

最後に、第12条では、その他の必要事項は別に農業委員会が定めるという旨の規定を置いております。

それでは、空家に付随した農地の取得についての流れを御説明いたします。説明資料の11ページをお開きください。

まず、事前相談といたしまして、空家バンクの所管課であります長洲町まちづくり課及び農業委員会のほうで、空家及び空家に付随する農地の状況を確認いたします。その際に、空家バンクに登録及び特例面積の適用が可能かを分類いたします。空家バンクに登録及び特例面積の適用が可能であれば、特例面積適用申請を行ってまいります。

その後、農業委員会の総会において、特例面積の適用について御審議をいただきます。特例面積の適用となった際には、空家バンクに、空家及び空家に付随する農地を登録いたします。その登録された空家の契約が行われた後に、空家に付随した農地取得のため、農地法第3条の申請を行ってまいり、総会でこれも審議をしていただきます。取得の議決をいただいた際には、所有権移転を行ってまいり、所有権移転が完了した後に、特例面積の解除を行います。

なお、農地の新たな取得者には、農地として適切に管理すること、転用する際は農地法の許可を得ること等の承諾書の提出を求めます。

実際に運用する際には、農地の面積、筆数、空家からの距離など判断する際が出てきますので、その際は、また皆様に御相談をさせていただきながら、一筆一筆御審議をいただくということになると思いますので御理解いただきたいと思います。

以上、議案第38号の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。

どうぞ。

増岡委員

今、あちこちでこういうふうな問題がされてますね。長洲町で例えば新しくよそから来てから、家ごと農地もするっていうふうな、そういう新しい開拓を踏まえてのことでしょうか。で、そういうふうにするときに、こういうふうな情報とかいうのは、このバンク、そういうふうなの、空家バンクというのは、常に私たちも知ることができるわけですかね。

木原書記

空家バンクにつきましては、まちづくり課のほうで、登録してある空家については、ホームページで随時公表してます。

増岡委員
木原書記

そうですか。

何か月か前だと思います。たまに広報でも何件かは出てきます。で、実際、所管しているまちづくり課には、まだ農地までっていう話は、相談はないみたいです。ただ、全国的に見ると、やはり定年されて、家庭菜園的な意味もこめて、結局、少し農地つきの住宅の閲覧が多いのは事実みたいです。

あとは、ただ空家バンクの、入ってこられる方は別として、空家の所有者の方が、住宅はもちろん宅地なんですけども、隣接地が結局、畑で、周辺をもうブロック塀で囲んでたりとか、そうなった場合、その土地については、長洲の場合には3反以上耕作している方しか買えません。ということになると、結局もう農家しかその家は買えないというか、なりますので、そういうところの少し勘案したところだと思います。

なので、一番この要綱を使う理想っていうのは、もう本当に農地を1筆ぐらいしか持たない、自分ちの近くしか持たない人のためって思ってるんですけども、最後、局長の説明にもあった、中には、ちょっと離れた場所に何筆かあるとか、極端な話、圃場整備のどっか1筆持つてるとかっていうのが出てくる可能性もあると思います。

ただ、そこまで一筆ずつ指定して、新たに移住なり家を求めている方、空家バンクの家を求めている方に対して、そこまで農地として登録しているのかどうかっていうのは、ちょっと皆さんと御審議する必要があるのかなと。特に青地の農用地の場合は、長洲町の多面の区域に入っていたりもしますので、その辺の絡みもありますので、ちょっとそこはいろいろと近隣市町とかがどのようなやり方をしてるのかも含めた上で考えながらしていかなければいけないのかなと。

一番の理想は、一番最初にお話ししました、住宅の庭、庭ですね、庭とかに1筆しか持たないような畑とかをまとめて買っていただいて、そこも荒らさないようにしていただくのがいいのかなと。

で、最後の説明だと、承諾書というのが、そこを例えば駐車場とか倉庫を建てるというときには、もちろん農地なので、農地法の制限がかかりますんで、ちゃんと許可なり、そういうことはしないでくださいと、なので耕作してくださいという条件承諾書を取るという形です。

分かりました。

前回ちょっとお休みされた委員さんにお伝えしませんでしたし、ちょっと今日、資料配ってますけど、今、県下で4分の1ぐらいの市町が、もうこれは今、やっています。全国的にもすごい多くなってるのは事実です。

やっぱり少し野菜を作ろうかなって、もう大型農業じゃなくて、野菜をちょっと庭先に作ろうかなという人がだんだん多くなってきよるということです。

そうですね。なんか必然的に、あとを継いで。

増岡委員
木原書記

濱北会長

増岡委員

濱北会長

ほかにごいませんか。

—ありません の声有—

濱北会長

なければ、採決をいたします。議案第38号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

—賛成者挙手—

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第38号は、原案のとおり決定します。なお、この要綱の施行日は、令和3年1月12日といたします。

続きまして、29ページです。

議案第39号「下限面積（別段の面積）の設定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

吉田事務局長

それでは、議案第39号、下限面積（別段の面積）の設定について、審議をする必要がありますので、提出するものです。

先ほど、議案第38号で議決をいただきました、長洲町空家に付随した農地の特例面積取扱要綱の規定に基づきまして、空家に付随した農地の取得については、農業委員会が指定した農地について、特例面積として0.01アールとなります。そのため、新たに下限面積（別段の面積）を設定する必要があります。

農地の取得に伴います下限面積は、先ほどもちょっと説明しましたが、基本的には50アールと定められており、長洲町では30アールに設定をしております。

今回の設定につきましては、通常の農地取得に伴う下限面積（別段の面積）30アールの変更は基本的にはそのままでございます。新たに、空家バンクに登録予定の空家に付随した農地で農業委員会が指定した農地に限り0.01アール。ただし、農業委員会が別に定めた要件を満たすものとして、長洲町空家に付随した農地の特例面積取扱要綱の要件を満たすものに限るということを追加して設定をするものでございます。

先ほど、要綱で制定したものを、こちらのほうで設定をするということでの議案ということで御理解いただければと思います。

また、こちらにつきましても、先ほど要綱の制定日と併せまして、施行日は令和3年1月12日としております。

なお、今回の設定についても、農地法施行規則第17条第2項に基づき行うものになります。

以上、議案第39号の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局より説明がございました。この件について何か質問等はございますか。

—ありません の声有—

濱北会長

なければ、採決をいたします。議案第39号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

—賛成者挙手—

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第39号は、原案のとおり決定いたします。なお、施行日は、令和3年1月12日といたします。

続きまして、30ページです。今日の最後です。

議案第40号「令和2年農作業料金・農業労賃について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

吉田事務局長

それでは、議案第40号、令和2年農作業料金・農業労賃について審議をする必要がありますので、提出するものでございます。

これにつきましては、例年、全国農業会議所、熊本県農業会議より、農作業の受託料金や農業雇用賃金、農外諸賃金の水準調査が行われております。調査票につきましては、農業委員会総会等に諮り、委員の意見聴取、検討をする必要がございますため、審議をお願いしているものでございます。

31ページを御覧ください。こちらが令和2年農作業料金・農業労賃に関する調査票でございます。

説明のほうを、説明資料の13、14ページを開いていただきたいと思います。こちらに本年の調査票と、積算内容で、それと昨年との調査票を、本年のが13ページですね、昨年のが14ページに載せてございますので、こちらを御確認、比較しながら御覧いただければと思います。

上段から説明をしていきます。ちょっとすみません、字が小さいんですが、まずローマ数字のⅡの水稻作一般の作業受託料金ですが、こちら個人農家につきましては、前年と変更がございません。生産組織等で、右側の乾燥・調整等についての減額変更をしております。

続きまして、ローマ数字のⅢの一般的な農業臨時雇用賃金は変更をしております。

飛びまして、最後ですが、ローマ数字のⅥ番目、一番下になります。農外諸賃金については、町会計年度任用職員報酬あるいはシルバー単価、統計資料、物価表を基に算出をしております。

委員の皆様からの一応意見を伺って修正を行い、提出したいと思しますので、よろしく願いいたします。

以上、議案第40号の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局より説明がございました。この件について何か質問等はございますか。

中嶋委員

すいません、よかですか。

濱北会長

はい。

中嶋委員

今、乾燥・調整が1,800円から1,560円に変更になったとは分かったばってん、これは耕起から代かきは4,000円、4,000円で4,000円で。

土山委員

この組合の場合はですね、安かですもんね。

中嶋委員

安かつばってんが、なら、耕起だけお願いしますいうたっち4,000円でしよ。

土山委員
中嶋委員
土山委員

そがんときゃ高なつとたい。

そがんときゃ高なつとたいな。

2作業以上するとね、地区内は2,000円に決めとつとたい、耕起は。例えば、代かきと田植をお願いしますという場合は2,000円、2,000円で4,000円だよ。地区外は、ちょっと、その倍と思つとるとたい。で、地区内と地区外は分けとるわけよ、料金ば。あんま高うすつとね、今度、頼むもんが少のうなるわけたい。ほいで、極力下げとるわけよ。ほいで、ちなみにね、コンバインの刈取りは1万7,000円になつとつたいな。この組合は、1反当たり6,000円か。ところが6,000円も丸々組合に入りよるわけやなかつたいな。6,000円で稲刈りとか運搬したものに払うけん、もうただんごた感じたいね。ほんで、もうどこも後継者んおらんとですよ。あと5年先、10年先は、もうおらんちゅうような、会長が言うたことですな。

中嶋委員

今のオペレーターどんでん、こっちに書いてある1,200円ぐらいじゃ安かつたい。ほんなこて、機械に乗るもんには何千円って払ったつちやたい、機械に乗ってもらわんといけんけん。

土山委員

乗るもんがおらんけんな。どこもオペレーターが。おらんとやけんな、したいばつてん。

徳永委員

剪定あたりもですな、剪定作業やつたつて、1日1万2,000円から1万4,000円です。

中嶋委員

機械に乗るもんは最低で2,000円もらわんとやつぱ割ん合わんもん。ここん下のも大工さんとか左官さんとか土木業とか造林業等は、これは大体あっちからもろうて、手取りはちつとそん中から引いて。やつぱそれくらいに近くはもろうていかんと合わんもんね。

濱北会長

ほかに何か御意見、質問はないですか。

—ありません の声有—

濱北会長

なければ、採決をいたします。議案第40号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

—賛成者挙手—

濱北会長

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第40号は、原案のとおり決定をいたします。

以上で、本日の提出議案は全て終了いたしました。

委員、推進委員の皆さんから、その他御意見等はございますでしょうか。

—ありません の声有—

濱北会長

なければ、事務局のほうからお願いします。

(その他事務局説明)

- 1 農地利用状況調査の結果に伴う情報共有について
- 2 人・農地プランの実質化に向けた取組について
- 3 農業委員会委員意見交換会について
- 4 3月の定例総会の日程について

濱北会長

それでは、これをもちまして、令和2年度第10回長洲町農業委員会定例会を閉会いたします。

吉田事務局長

起立。礼。

閉会（終了 午前11時05分）

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長 印

署名委員 印

署名委員 印